

議ニ付シ不服見場左ノ三ノ拜
候左ニ控訴シ其又決リ仰ル
一ノ付

第四章一 概因

第一條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第一條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第二條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

本州一國 諸君ニテ 諸君ニテ 諸君ニテ
本州一國 諸君ニテ 諸君ニテ 諸君ニテ

第五章 紅屋

第一條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第二條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第三條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第四條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第四章一 概因

第一條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第二條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第三條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第四條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第五章 役員

第一條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第二條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第三條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ

第四條 本州ノ權者共ニ三種トシ
總合ニテ初ニ其意旨ノ便ナリ候
事トシテ